官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（外務三一〇）　一
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（同三一一）　二

その他告示

○外務省告示第三百十号

李在明大韓民国大統領来日に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年八月二十日

外務大臣　岩屋　毅

一　帝国ホテル

期間	令和七年八月二十三日から令和七年八月二十四日まで
対象外国公館等の所在地	東京都千代田区
対象外国公館等の敷地	東京都千代田区
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区
	内幸町一丁目一番から三番まで及び五番から七番まで、日比谷公園一番、有楽町一丁目一番から三番まで及び五番から八番まで、有楽町二丁目一番から五番まで
	東京都中央区
	銀座四丁目一番、銀座五丁目一番から七番まで、銀座六丁目二番から九番まで、銀座七丁目二番から八番まで、銀座八丁目二番から八番まで

内幸町一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　在京大韓民国大使館

期間	令和七年八月二十三日から令和七年八月二十四日まで
対象外国公館等の所在地	東京都港区
対象外国公館等の敷地	東京都港区
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都港区
	南麻布一丁目一番から六番まで及び八番から二十七番まで、南麻布二丁目一番及び二番、南麻布三丁目一番から九番まで、元麻布一丁目二番から七番まで、元麻布二丁目八番から十四番まで、麻布十番二丁目九番から十六番まで、麻布十番三丁目

南麻布一丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）